

令和7年度教員年度別業績評価（対象：令和6年度）の結果について

学長 小林 淳一
（総務・人事・施設担当）

1 令和7年度教員年度別業績評価（以下「6年度評価」という。）の実施

長野大学教員の教育研究活動等の向上を促進し、長野大学の理念及び目標を達成するため、公立大学法人長野大学教員年度別業績評価要綱（令和3年綱第1号。以下「評価要綱」という。）及び公立大学法人長野大学教員年度別業績評価基準（令和3年準第1号。以下「評価基準」という。）に基づき、令和6年度における教育、研究、社会・地域貢献及び大学運営の4領域に関する業績に対し、令和7年度において評価を実施した。

評価要綱については、令和4年3月23日の改正後、令和6年9月25日、同年11月19日及び同月27日の3回改正し、評価基準については、令和5年3月22日の改正後、令和6年11月19日及び同年12月11日の2回改正しており、6年度評価は、改正後の評価要綱及び評価基準による最初の評価であった。

2 6年度評価の結果

★総合評価（人数）

学 部 \ 評 価	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価	合計
社会福祉学部	4	4	5	3		16
環境ツーリズム学部	1	7	3			11
企業情報学部	1	6	5			12
共創情報科学部設置準備室		1	2			3
大学全体（※）	6	18	15	3		42

※ 個人が特定されるため、淡水生物学研究所を除く。

凡例 S(s)評価：特に優れている A(a)：優れている B(b)：基準に達している C(c)：改善の余地あり D(d)：改善を要する
--

3 評価要綱及び評価基準の改正前後の比較

第2期中期計画に「年度別業績評価の総合評価結果において、5段階評価の上位2位に含まれる人数が全体の80%以上」という数値指標がある。

この指標について、設定時のA, B, C, D, Eの5段階評価において上位2位（A, B）に評価されるためには、200点満点中120点以上であることが必要であった。

このため、5段階評価にかかわらず、4領域の合計点が120点（4年度評価については160点満点のため、96点）以上の教員数及び全体の教員数に占める割合を計算すると、下

表のとおりであり、6年度評価は80%をわずかに下回っている。

これが評価要綱及び評価基準の改正によるものかどうかについては、複数年度の評価結果を見てみないと判断できない。

なお、5年度評価は、令和6年度に行った業績評価、4年度評価は、令和5年度に行った業績評価のことである。

区 分 項 目	6年度評価		5年度評価		4年度評価	
	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
120点(96点)以上の教員数 A 人	34	－2	36	－2	38	＋5
大学全体の教員数 ※ B 人	43	＋4	39	－5	44	－4
うち、業績評価初年度の教員数	7	＋4	3	－3	6	＋3
全体に占める割合 (A/B) %	79.1		92.3		86.4	

※ 個人が特定されないため、淡水生物学研究所を含む。

【参考】

1. 5年度評価（令和6年度に実施）に当たっての留意点

(1) 評価の重みづけ

前年度に各自で設定した領域別評価に対する重みづけをふまえ評価を行った。

(標準の重みづけ；教育：研究：地域貢献：大学運営の各領域 1：1：1：1)

(2) 部局長の補正

部局長は、評価対象者の自己算定点に対して補正をおこなうことができるものとした。(補正をおこなった場合は、その理由等について、理事長学長ミーティングで説明。)

(3) 評価項目、評価基準

現行規定の評価項目、評価基準により評価を行った。評価基準は、以下の表のとおり5段階とし、達成率6割以上でB評価としている。

評価基準			
領域別評価	評価内容		領域毎の評価点
s	特に優れている	90%以上	36～40
a	優れている	80%以上	32～35
b	規準に達している	60%以上	24～31
c	改善の余地あり	40%以上	16～23
d	改善を要する	40%未満	0～15
評価基準			
総合評価	評価内容		4領域の合計点
S	特に優れている	90%以上	144～160
A	優れている	80%以上	128～143
B	規準に達している	60%以上	96～127
C	改善の余地あり	40%以上	64～95
D	改善を要する	40%未満	0～63

2. 4年度評価（令和5年度に実施）に当たっての留意点

(1) 評価の重みづけについて

領域別評価に対する重みづけを設定せずに（各領域 1 : 1 : 1 : 1 で）評価を行った。（令和 4 年度の評価を行うにあたり、すでに業績が確定した後に重みづけを設定する仕組みとなっていたため、この点を変更。）

令和 5 年度の評価（次年度実施）にあたり、事前に重みづけを設定するとともに、教員毎に目標を設定を行った。

- （２）部局長は、評価対象者の自己算定点に対する調整点（加点）は行わず、４領域満点 160 点の範囲内で点数の補正をおこなうことができるものとした。

（補正をおこなった場合は、その理由等について、後日理事長学長ミーティングで説明を求める。）

- （３）評価基準の見直し

４割以上の評価点で「基準に達している」としていたものを。６割以上の評価点で「基準に達している」とするなど、評価基準を見直した。

領域別評価基準						
領域別評価	評価内容	領域ごとの評価点（50点満点）	40点満点	評価基準見直し		
a	特に優れている	41～50	33～40	s	90％以上	36～40
b	優れている	31～40	25～32	a	80％以上	32～35
c	規準に達している	21～30	17～24	b	60％以上	24～31
d	改善の余地あり	11～20	9～16	c	40％以上	16～23
e	改善を要する	0～10	0～8	d	40％未満	0～15
総合評価算定基準				令和5年度 暫定基準		
総合評価	評価内容	4 領域の合計点（200点満点）	160点満点	評価基準見直し		
A	特に優れている	161～200	129～160	S	90％以上	144～160
B	優れている	121～160	97～128	A	80％以上	128～143
C	規準に達している	81～120	65～96	B	60％以上	96～127
D	改善の余地あり	41～80	33～64	C	40％以上	64～95
E	改善を要する	0～40	0～32	D	40％未満	0～63